

○飯塚市国際化推進事業補助金交付要綱

令和元年8月14日

飯塚市告示第99号

(趣旨)

第1条 起業家の育成、地場産業の高度化、研究プロジェクトの発掘、外国人就労者の雇用等を推進し、諸外国との経済及び学術交流等の海外展開を積極的に図るため、中小企業者及び研究者等に対して、国際化推進事業実施補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に主たる事業所又は事務所を置く事業者をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市税を滞納していない者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業者
- (2) 市内の大学等研究機関に勤務する教官又は研究者
- (3) 市内の大学に在学する大学生又は大学院生で、地域経済の振興を図ることができ、かつ、指導教官の推薦を受けた者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている者
- (4) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(交付の対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる国際化推進事業は、市が主催する海外との国際交流事業で市長が指定するものとする。

(交付の補助対象経費)

第5条 交付対象事業については、次の各号に掲げる費用を補助金の対象経費とす

る。

(1) 交通費 往復航空賃、航空保険料、空港税その他の渡航費用及び派遣先での移動に要する費用

(2) 宿泊費 派遣先での宿泊に係る費用

(3) 諸経費 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める費用

2 補助金の額は、前項に定める経費で、補助対象経費の3分の1(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内とし、予算の範囲内において交付する。

3 国、県その他の機関から当該事業に係る補助金の交付がある場合における補助金の額は、前項に定める額から、当該補助金の額を差し引いた額を限度とする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、補助の申請に係る様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。